

今月の安全運転管理

飲酒運転 しない・させない 職場づくり

①飲酒運転根絶に取り組もう

- アルコール検知器使用の義務化スタート
- 飲酒運転が招く不幸を周知しよう

②年末の交通安全県民運動【12月1日(金)～10日(日)】

※県内一斉大監視 12月6日(水)午後4時～午後6時

- 参加型の交通安全活動を実施しよう



アルコール検知器を用いた酒気帯び確認がスタートします

十二月一日から、安全運転管理者選任事業所でのアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます。

従来は、

・運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
・酒気帯びの有無の確認内容について記録し、記録を二年間保存すること。

が定められていましたが、十二月二日から、これらの業務に加え、次の業務が義務化されます。

①運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を使用して行うこと。

②アルコール検知器を常時有効に保持すること。

アルコール検知器の取扱説明書には、有効な測定回数

や期限の表記があり、それを超えた場合は、正常に作動しないおそれがあります。常に正常な測定結果が得られるよう、測定回数や期限を厳守し、定期的なメンテナンスを行ってください。

飲酒運転が招く不幸を周知しよう

飲酒運転の厳罰化が進んだ現在でも、飲酒運転根絶には至っていません。その根底には「少しくらいの飲酒なら……」という甘い認識があると思われる。

こうした甘い認識から、飲酒運転をして事故を起こし、会社から解雇、生活破綻、一家離散と、取り返しのつかない事態に陥ったケースは枚挙にいとまがありません。

「ちよっと二杯」が、その後の人生を大きく変えることを周知して、飲酒したときは絶対にハンドルを握らないよう、指導しておきましょう。

交通安全活動に参加しよう

年末の交通安全県民運動が十二月一日～十日まで実施されます。運動に呼応して、事業所でも交通安全活動に取り組み、交通事故防止の機運を高めましょう。

構内へのぼり旗を掲出して交通安全を呼び掛けたり、通学路での登校見守りなどを行っている事業所があります。

あるいは、地域の警察署から講師を招いて講話を聴講するなど、安全意識が高まる活動を実施しましょう。

こうした交通安全活動は、多くの従業員が参加することで、より効果が高まります。なるべく多くの従業員が参加できる工夫をしてください。今年も残すところ、あとわずか。無事故・無違反で乗り切り清々しく新年を迎えましょう。